

仕 様 書

業務名 令和 7 年度もみじ台地域の土地利用再編に伴う
環境影響評価配慮書作成業務

令和7年度もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価配慮書作成業務 仕様書

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「令和7年度もみじ台地域の土地利用再編方針に伴う環境影響評価配慮書作成業務(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

共通仕様書

1 業務の目的

本業務は、もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価配慮書作成を目的とする。

2 業務の名称

令和7年度もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価配慮書作成業務

3 業務対象の場所

もみじ台地域土地利用再編区域周辺(もみじ台北7丁目ほか)

4 業務期間

契約締結日より令和8年3月23日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。また、概要資料・成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2部
イ 業務実施計画書	2部
ウ 業務責任者等指定通知書	2部
エ 主任技術者経歴書	2部

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届	2部
イ 成果報告書(配慮書要約書)	10部
ウ 電子データ(本編、要約書等)	1式

(3) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

(4) 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(5) 成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。（特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。）
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。
ワープロソフト(Googleドキュメントと互換性が確認されているもの)形式とPDF形式で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

8 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、再委託承諾願を事前に提出のうえ委託者の承諾を得ること。

9 業務管理

- (1) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行なわなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。
- (3) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者には有利あるいは不利が生じないよう留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

1 3 関係機関との協議

環境影響評価の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

1 4 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

1 5 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価配慮書作成業務 特記仕様書

本業務は、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合都市開発事業（市営住宅建替え、義務教育学校整備、公園移設整備、市営住宅跡地の民間開発）を対象に、札幌市環境影響評価条例、第6条の3に基づき、計画段階配慮事項について検討を行った結果を計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）としてとりまとめ、令和8年度の公告に向けた配慮書要約書の作成を行うものとする。

1 業務の計画・準備

配慮書の実施に当たり、事前検討により方針を定め、業務に係る実施計画書を作成し、今後の業務での円滑な推進を図る。

（1）情報収集整理

配慮書（計画段階環境配慮書含む）に関する他都市事例の収集整理を行い、当該業務の検討方針の基礎資料とする。

（2）環境影響評価手続きの全体工程案の作成

上記の他都市事例の収集整理にて得られた情報等を勘案し、環境影響評価手続きの全体工程案の作成を行う。

2 業務の内容

配慮書の記載内容については「札幌市環境影響評価技術指針」（令和3年3月17日変更）を参照し、以下について調査、整理すること。

（1）事業者の氏名及び住所

（2）事業の目的及び内容

事業計画の複数案の検討を含み、複数案を設定しない場合はその理由を明らかにし、可能であれば絞り込みの経緯を説明する。

（3）影響想定地域の概況

影響想定地域の概況について、公表資料等を整理するほか、近隣保全対象や代表的眺望点などにかかる現地踏査を行い、配慮すべき周辺環境に関する情報を整理する。

（4）計画段階配慮事項

ア 計画段階配慮事項選定

対象事業の事業特性及びに地域特性（自然的状況、社会的状況）から、環境影響を受けるおそれがある環境要素を選定し計画段階配慮事項とする。

イ 調査、予測及び評価の手法

選定された環境要素毎に適した調査手法、予測手法を検討する。

ウ 環境影響評価における予測条件等の設定

事業計画・既存資料データから予測に用いる条件を検討する。

エ 調査、予測及び評価の結果

調査及び予測結果を整理するとともに、複数案の場合はそれらの比較検討を含む。

（5）事業に係る環境影響の総合的な評価

調査及び予測評価の結果を基に、検討対象への影響の程度等を総合的に評価する。

（6）その他(文献および資料の出典等)

3 計画段階配慮書の作成

関係機関協議を踏まえ、内容を取りまとめて、配慮書及び要約書を作成する。

4 打ち合わせ、協議

初回、中間及び最終を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

5 成果品

ア 成果報告書（本編、要約書） 1部

イ 電子データ（本編、要約書等） 1式